

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

田地交協第 号  
令和 6 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 田原本町地域公共交通活性化協議会  
住 所 田原本町 890-1  
代表者氏名 会長 工藤 華代

### 地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名: 田原本町

02-①

計画名称: 田原本町地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所 (頁)
補助要綱第17条第1項に規定する事項	(第1号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	P29中「4. (1)」中「「定時定路線型コミュニティバス」や「区域運行型デマンド交通」を町の公共交通の中核として捉えることにより・・・」
	(第2号関係) 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	p. 29中「4. (1)」
	(第3号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	p. 40-42
	(第4号関係) 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	p. 54

## 地域公共交通計画（補助要綱第 17 条第 1 項に規定する事項の記載箇所）の抜粋

### （第 1 号関係）

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割 ⇒下線部分

### （第 2 号関係）

上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性 ⇒二重線部分

## 4. 田原本町の交通を取り巻く課題

### （1）公共交通空白地域の存在

田原本町における鉄道駅からの徒歩圏カバー率（駅から半径 800m）は、全人口の約 52%となっている。鉄道駅からの徒歩圏を中心に新住宅市街地が開発されたことから比較的高い徒歩圏カバー率を示しているが、逆に住民の約半分はタクシー、区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）や自家用車の送迎がないと鉄道を利用できない状況となっている。

今後、高齢化と人口減少が見込まれる中で、運転免許の返納等が進み、自動車利用が困難な住民が増加するものと考えられ、公共交通空白地域の解消が課題となっている。

特に本町東部の農業地域では集落地が分散立地し、また地域の高齢化が進展していることから、公共交通の整備等による高齢者の移動手段の確保を検討する必要がある。

上記課題への対応には、既存のタワラモトンタクシー制度のみでは必ずしも充分とは言えず、新たな公共交通の導入・拡充を行う必要がある。その上で考えられるのが、交通の結節点である田原本駅を軸とした「定時定路線型コミュニティバス」の導入や「区域運行型デマンド交通」の拡充であるが、「誰もがいきいきとした暮らしをたのしむまち」（後述）の実現に向けては、「区域運行型デマンド交通」によって町内の公共交通空白地域をくまなくカバーするとともに、その中でも特に人口が多い空白地域には輸送力（人員）を持つ「定時定路線型コミュニティバス」が停留し、空白地域の公共交通需要を充足するという形が望ましい。すなわち、こうし

た2つの新たな公共交通を組み合わせることによって、上記課題に対応していく。  
「定時定路線型コミュニティバス」や「区域運行型デマンド交通」を町の公共交通の中核として据えることにより、住民は自家用車が無くとも鉄道を利用できるようになり、病院や買い物にも行けるようになる。これより更にきめ細かい交通サービスを求める住民については、既存のタワラモトンタクシー制度をご活用いただくことにより、ドアツードアでの移動が可能である。ただ、町単独で実施するには財政負担が大きいため、国や県からの補助の活用を検討していく必要がある。

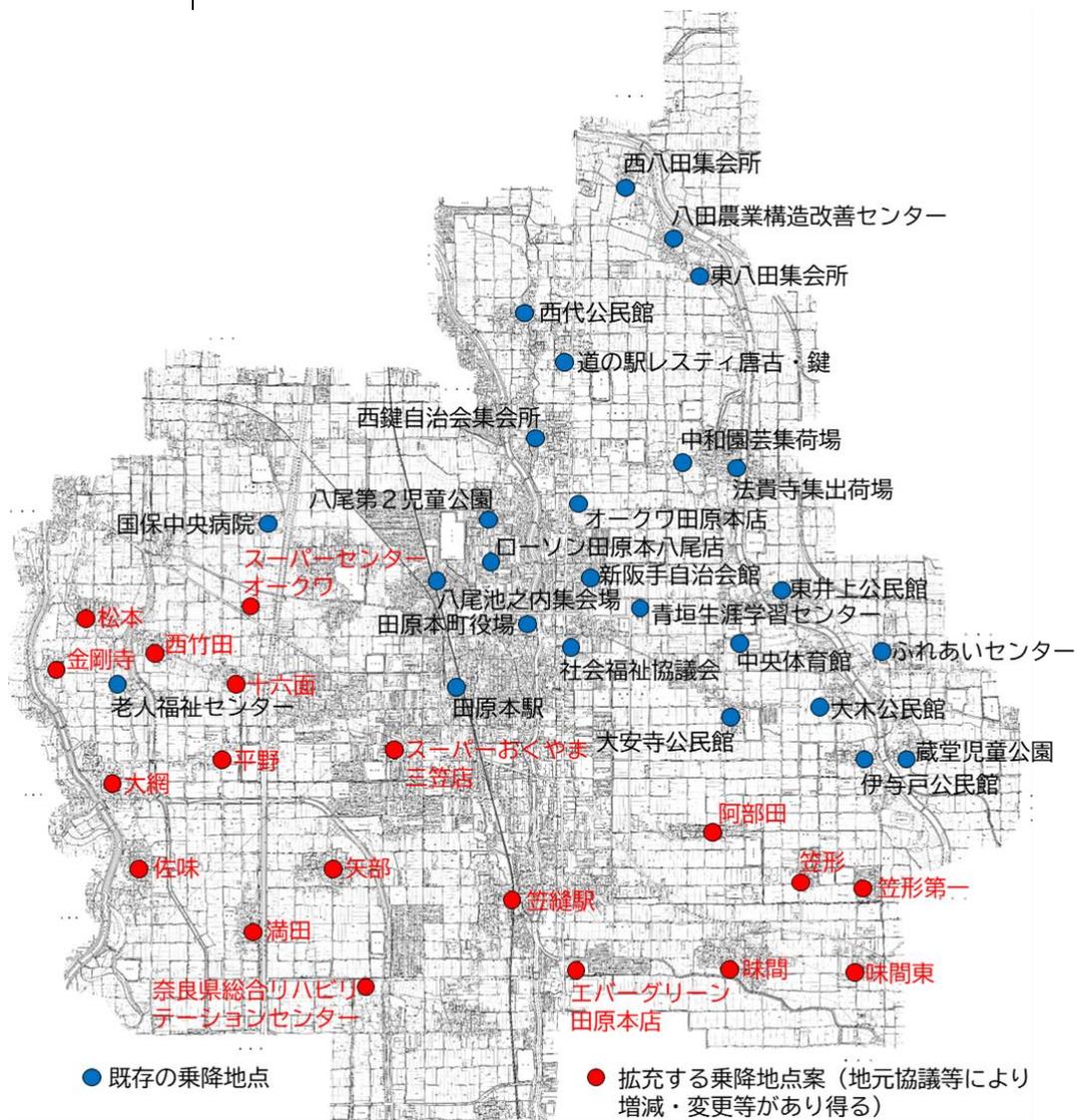
(第3号関係)

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要

事業①-2	区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）の拡充				
事業概要	<table border="1"><tr><td data-bbox="448 506 667 987">地域の現況</td><td data-bbox="667 506 1310 987"><ul style="list-style-type: none"><li>・町内における公共交通は鉄道、タクシー及び一部区域での区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）</li><li>・公共交通空白地域が多数存在している</li><li>・平成30年まで乗合型デマンドタクシー「ももたろう号」が運行していたが、タクシー料金の初乗り助成制度「タワラモトンタクシー」へと移行</li><li>・令和5年11月から区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）の運行を町の北東エリアで開始</li></ul></td></tr><tr><td data-bbox="448 987 667 1370">区域運行型デマンド交通の拡充</td><td data-bbox="667 987 1310 1370"><ul style="list-style-type: none"><li>・現況課題に対応すべく、区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）を拡充する</li><li>・町の北東エリアから開始（令和5年11月～）し、以後の町全域への拡大を視野</li><li>・町内の公共交通空白地域の全域をこの区域運行型でカバーすることを念頭</li><li>・事業①-1との運行地域の重複については、事業①-1に記載のとおり。</li></ul></td></tr></table>	地域の現況	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内における公共交通は鉄道、タクシー及び一部区域での区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）</li><li>・公共交通空白地域が多数存在している</li><li>・平成30年まで乗合型デマンドタクシー「ももたろう号」が運行していたが、タクシー料金の初乗り助成制度「タワラモトンタクシー」へと移行</li><li>・令和5年11月から区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）の運行を町の北東エリアで開始</li></ul>	区域運行型デマンド交通の拡充	<ul style="list-style-type: none"><li>・現況課題に対応すべく、区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）を拡充する</li><li>・町の北東エリアから開始（令和5年11月～）し、以後の町全域への拡大を視野</li><li>・町内の公共交通空白地域の全域をこの区域運行型でカバーすることを念頭</li><li>・事業①-1との運行地域の重複については、事業①-1に記載のとおり。</li></ul>
地域の現況	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内における公共交通は鉄道、タクシー及び一部区域での区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）</li><li>・公共交通空白地域が多数存在している</li><li>・平成30年まで乗合型デマンドタクシー「ももたろう号」が運行していたが、タクシー料金の初乗り助成制度「タワラモトンタクシー」へと移行</li><li>・令和5年11月から区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）の運行を町の北東エリアで開始</li></ul>				
区域運行型デマンド交通の拡充	<ul style="list-style-type: none"><li>・現況課題に対応すべく、区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）を拡充する</li><li>・町の北東エリアから開始（令和5年11月～）し、以後の町全域への拡大を視野</li><li>・町内の公共交通空白地域の全域をこの区域運行型でカバーすることを念頭</li><li>・事業①-1との運行地域の重複については、事業①-1に記載のとおり。</li></ul>				

**【乗降地点】**

公共交通空白地域に乗降地点を設定（300m 徒歩圏内）するほか、公共交通空白地域外の町内主要施設に乗降地点を設定



**【運行日・時間】** 平日 8時～18時の間で運行（土日祝日、12月31日～1月3日は運休）

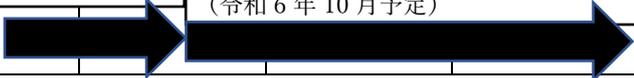
**【運賃】** 500円（定額）

※未就学児は無料、小学生は半額。また、身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を呈示した者と、その介助者1人までについても半額。

**【車両】** 軽自動車のEV（4人乗り）

**【運行形態】** 道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送

**【運行事業者】** 田原本タクシー株式会社

実施主体	田原本町	国・県	交通事業者	地元住民	—
	○	—	○	○	—
実施予定時期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	検討	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">北東エリアで運行</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">運行区域を拡大 (令和6年10月予定)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">全域導入を検討</div> </div> 			

(第4号関係)

地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

・基本目標1『交通空白地域への公共交通の導入』

基本目標1では、交通空白地域の解消に向け、定時定路線型バス（自家用有償旅客運送）を新たに導入し、及び区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）を拡充する。定時定路線型バスについては実証運行（令和7年度以降）として開始し、利用状況等を踏まえて本格導入の可否を検討する。多くの町民にご利用いただけるような、町民ニーズに即した地域コミュニティ交通を構築する。

評価指標	現況（R2）	目標（R8）
定時定路線型バス（自家用有償旅客運送）の利用者数	—	・1便あたり2人 ・合計4,000人／年
区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）の利用者数	—	・合計2,400人／年
定時定路線型バス（自家用有償旅客運送）の収支率（※1）	—	30%
区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）の収支率	—	25%
定時定路線型バス（自家用有償旅客運送）への公的資金投入額（※2）	—	年15,000千円以内
区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）への公的資金投入額	—	年15,000千円以内

※1：運行収入（国・県からの補助金を含む）の運行経費に対する割合。

※2：バス又はデマンド交通に係る費用（国・県からの補助金充当分も含む）。

令和6年 6月 日

（名称）田原本町地域公共交通活性化協議会

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

田原本町においては、近鉄橿原線、田原本線に加えて、かつては奈良交通の路線バスが運行されていたが、平成29年を最後にすべての路線バスが廃止されており、町内には交通空白地域が広く存在している。鉄道駅からの2次交通がタクシー以外に存在しないことから、町内の移動手段のほとんどがタクシーや自家用車での移動と限定的なものになっていた。今後、高齢化と人口減少が見込まれるなかで、運転免許の返納が進み、自動車利用が困難な住民が増加するものと考えられ、公共交通空白地域の解消が課題となっている。

このような状況において、通常タクシー初乗り運賃を助成するタワラモトタクシー利用料金助成制度を導入しており、通院、買い物等における手段として、高齢者を中心に、生活に必要不可欠な制度として機能している。しかし、同制度は利用枚数の制限や対象者の制限があって誰もが利用できる制度ではないため、町の公共交通関連施策として充分とは言えない。

そこで、令和5年11月より、誰でも利用できる新たな移動手段として、区域運行型デマンド交通を町の北東エリアで開始した。しかし、現況課題に対応するためにはさらなる拡充とその持続的な運行が必要と考える。このため、地域公共交通確保維持事業を活用することにより、運行の持続性の担保と財源の有効な活用を図り、運行を維持することで、住民の生活交通手段の一つとして定着・存続させていく必要がある。

### 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

#### （1）事業の目標

- ・区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）の利用者数：合計2,400人／年
- ・区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）の収支率：25%
- ・区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）への公的資金投入額：年15,000千円以内

（田原本町地域公共交通計画 P54 参照）

#### （2）事業の効果

将来的には町全域に拡大する予定であるが、まずは町の北東エリアから開始した区域運行型デマンド交通について、公共交通空白地域全体に拡充し持続的に運行することにより、公共交通空白地域に居住する住民の生活に必要不可欠な移動手段が確保される。自家用車無くとも鉄道を利用できるようになり、病院や買い物にも気軽に行くことができるようになる。外出促進や地域活性化にもつながる。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・町の北東エリアで開始した区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）について、運行区域を公共交通空白地域に拡大する。
- ・運行について周知し、利用を促進するために広報紙やホームページ等を使った情報提供を行う。

実施主体：田原本町  
（田原本町地域公共交通計画 P40～P42 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
表1を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る区域運行型デマンド交通について、運行にかかる費用総額11,720千円のうち、運行収入と国庫補助金を差し引いた差額分を田原本町が負担する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、指標によるモニタリング、評価を実施。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし

## 18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和5年11月30日（第39回）  
区域運行型デマンド交通の運行を11月1日より開始したことについて報告  
令和5年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付申請について協議
- ・ 令和6年3月26日（第41回）  
区域運行型デマンド交通の運行エリアの拡大について協議
- ・ 令和6年4月24日（第42回）  
区域運行型デマンド交通の運行エリア及び乗降地点について協議  
田原本町地域公共交通計画の改訂案、パブリックコメントの実施、交通不便地域の指定申請について協議
- ・ 令和6年6月●日（第43回）  
パブリックコメントの結果、田原本町地域公共交通計画の改訂案、地域内フィーダー系統確保維持事業計画認定申請について合意

## 19. 利用者等の意見の反映状況

構成員に地元代表者を含む協議会の協議内容を踏まえ、区域運行型デマンド交通の運行について盛り込んだ田原本町地域公共交通計画の改定案を作成し、田原本町ホームページや窓口においてパブリックコメントを実施した。（令和6年5月）

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 奈良県磯城郡田原本町 890-1

（所 属） 田原本町企画財政課

（氏 名） 堀川

（電 話） 0744-34-2083

（e-mail） seisaku@town.tawaramoto.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

R8年度～計画期間最終年度については、R7年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
田原本町	田原本町	(1) デマンド交通		田原本町内		往 km 復 km	244日	1,220回			区域運行	②(2)	地域間交通ネットワーク である近鉄樫原線田原 本駅・笠縫駅に接続す る。	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	田原本町
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	12,381
交通不便地域等	4,671

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
4,671	全16地区 八田、法貴寺、唐古、鍵、小阪、西井上、東井上、為川北方、金澤、為川南方、平田、大安寺、大木、蔵堂、伊与戸、矢部	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
田原本町地域公共交通計画	2022/6/14	

(1)記載要領

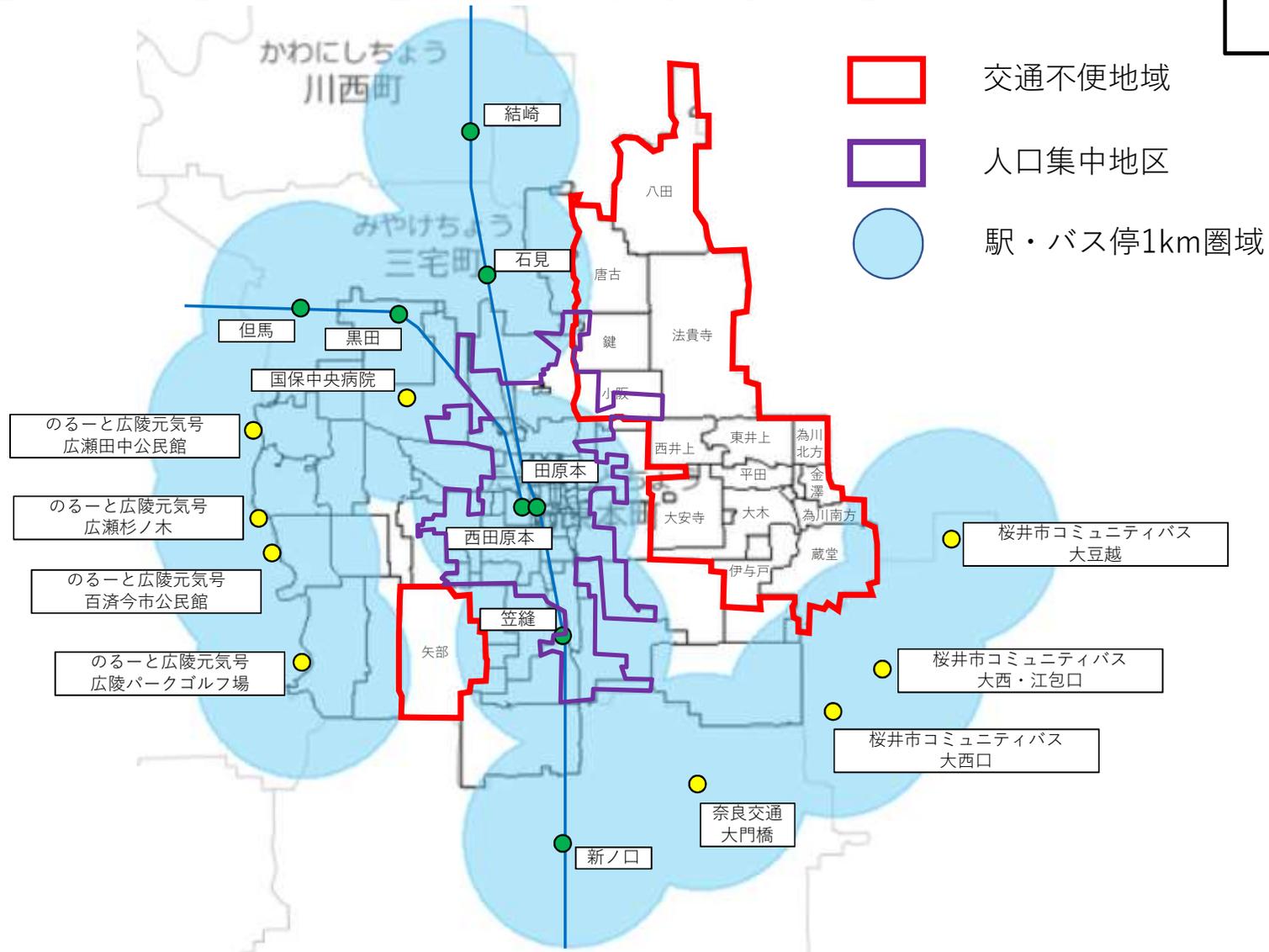
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

## (2) 添付書類

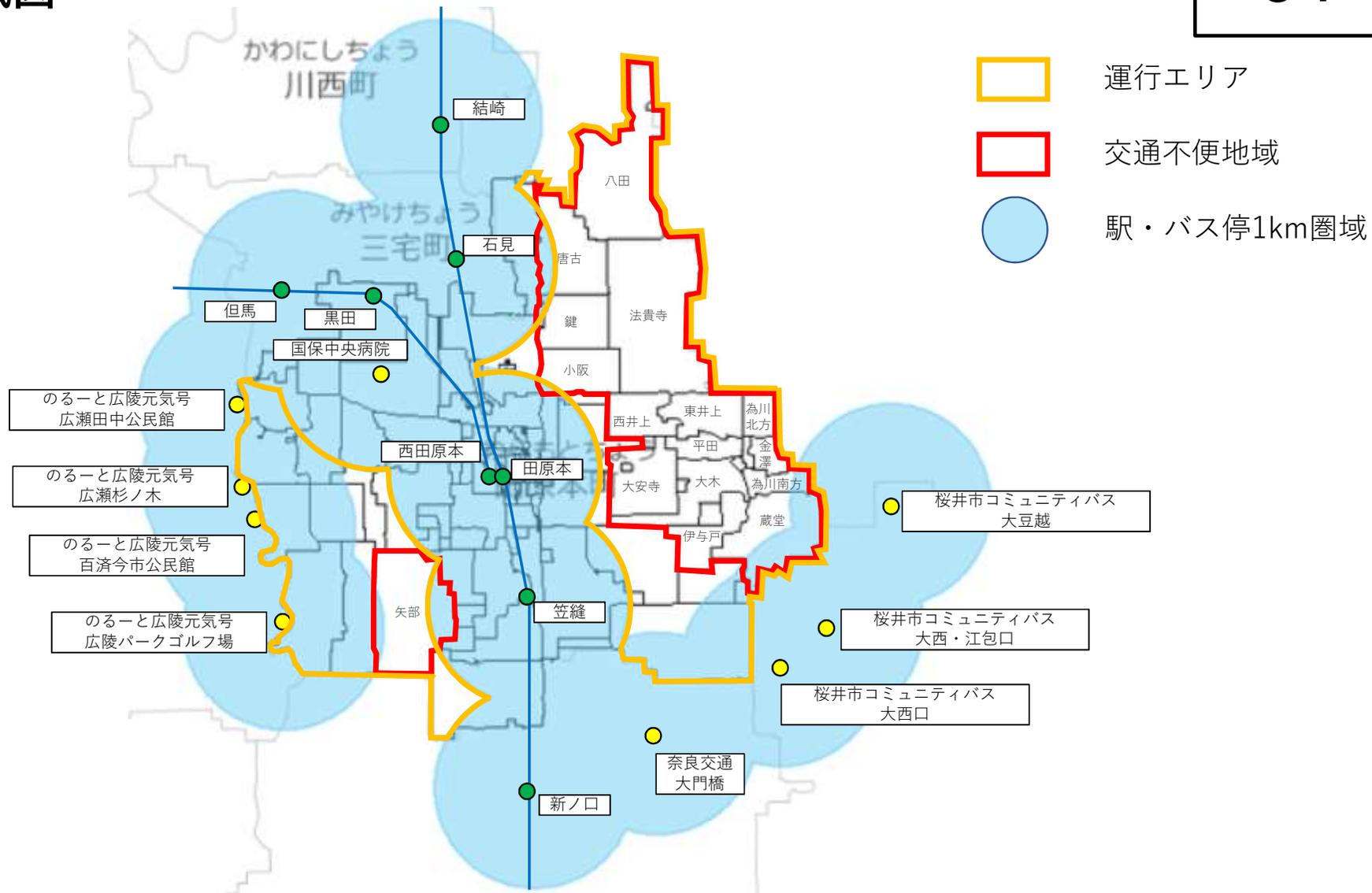
1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

# 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図



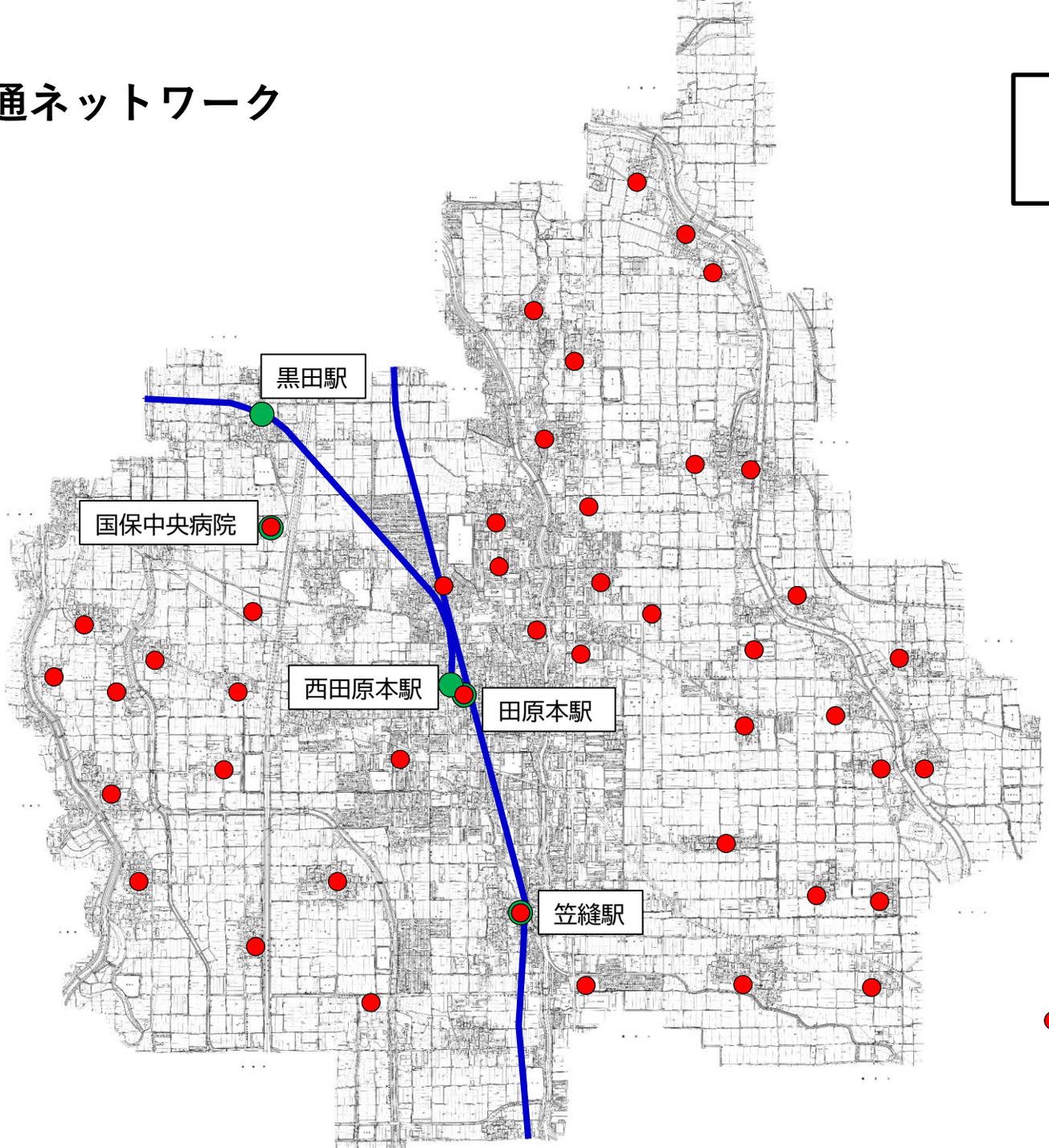
# 運行区域図

07



# 地域間交通ネットワーク 乗降地点

08



● 乗降地点

# 田原本町デマンド交通

駅から遠く移動に不便な地域の移動手段を確保するため、従来から実施しているタクシー料金助成制度（タワラモトタクシー）に加えて、あらかじめ定められた乗降地点で乗り降りできる乗合型の公共交通「デマンド交通」を運行しています。

## 1. 利用方法について

利用  
方法

- ①電話かFAXで予約する  
↓（利用者数、利用時刻、乗降地点、氏名・連絡先等を伝えてください）
- ②予約時間に乗車地点に行く  
↓
- ③乗車して乗り合いで移動する  
↓
- ④降車地点で料金を支払う



軽の電気自動車1台で運行中

※同じ時間帯の利用者が乗り合いで乗車するため予約状況によって送迎時刻が前後します。  
※安全性の観点からドアの開閉は乗務員にお任せください。  
※車イス、手押し車、バギーその他の巨大な荷物は積載できません。

## 2. 運行について



- 運行日  
平日（土日祝日、12月31日～1月3日は運休）
- 運行時間  
8時～18時
- 予約受付時間  
平日（運行日）の7時～18時  
利用日の前日から当日1時間前までの間で予約受付します

## 3. 料金について



- 乗車1回につき1人500円
- ◎未就学児無料
- 小学生、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（ミライロIDも可）を提示した者とその介護者1人まで半額（250円）

事前の利用者登録不要

予  
約

電話：080-9068-6782

FAX：0744-32-6782

お問合せ：田原本町企画財政課 TEL：0744-34-2083

## 表 1 における計画運行日数、計画運行回数について

## 【区域運行】 デマンド交通

## ・ 計画運行日数

平日の日数をカウント（土・日曜日、祝日、12月31日から1月3日まで運休）

令和7年度（R6.10.1~R7.9.30）の計画運行日数は244日

## ・ 計画運行回数

『田原本町地域公共交通計画』に設定する指標「区域運行型デマンド交通（自家用有償旅客運送）の利用者数」令和8年度目標「合計2,400人／年」では、令和8年度、運行日数243日×1日10人=2,430人（端数切捨てで2,400人）の乗車を目標としている。

1年間につき2人乗車のうえ1日あたり5回運行すれば目標が達成できるため、これを参考に令和7年度（R6.10.1~R7.9.30）の1日あたりの運行回数を5回として算出する。

令和7年度（R6.10.1~R7.9.30）の運行日数は244日。

1日あたり5回運行するとし、244日で1,220回運行となる。

1,220回の運行中、2人乗車が1,180回、1人乗車が40回と仮定し、

$1,180 \text{ 回} \times 2 \text{ 人} + 40 \text{ 回} \times 1 \text{ 人} = 2,400 \text{ 人}$  となることで目標を達成する。

## 各年度運行回数

R7年度事業（R6.10~R7.9）：244日×5回=1,220回

（R8年度とR9年度については、令和7年度から運行内容の変更予定はない）